

取引用電力量計（売電用計量器）の取扱い変更について**取扱い変更のお知らせ**

お客さまが太陽光等の発電設備からの電力販売用に設置されております取引用電力量計（以下、「売電用計量器」という。）につきまして、平成28年4月末以降に売電用計量器が有効期限切れとなるお客さまを対象に、順次、中国電力所有の売電用計量器および付属装置で計量するよう取扱いを変更いたします。

取引用電力量計（売電用計量器）取扱い変更についての概要

1. 現在、太陽光発電設備等からの売電量は、お客さまが設置されている売電用計量器により計量いただき、お客さまがご使用された電力量は中国電力からお客さまへの供給電力量を計量する計量器（以下、「買電用計量器」という。）により、それぞれ別々に計量しておりますが、売電用計量器または買電用計量器の有効期限が近付いたお客さまから順次、中国電力所有の買電用計量器を、供給電力量と売電量を1台で計量できる計量器（以下、「スマートメーター」という。）へ取替え、計量させていただきます。（付属装置〔変流器等〕を設置されているお客さまについても同様です。）

【計量器の有効期限とは？】

売電用計量器、買電用計量器ともに、計量法に定められた有効期限に基づき、定期的な取替えが必要です。計量器の有効期限とは、適正な計量を確保するため、国が設立した「日本電気計器検定所」における検定（検査）、または、国の認定を受けた計量器製造業者の自主検査で合格した計量器に設定された使用可能期間です。有効期限を超過した電力量計による取引は「計量法」という法律により禁止されています。（有効期限は通常10年ですが、一部に5年、7年のものがあります。）

2. 取替え日程につきましては、別途ご案内いたします。

取替えは、当社が委託する施工会社が実施いたします。

3. スマートメーターへの取替え費用は無料です。

4. お客さまが設置されている売電用計量器につきましては、中国電力では撤去いたしかねますので、残置いただくか、お客さま屋内配線工事等の機会を捉えて、お客さまにて撤去※いただくこととなります。

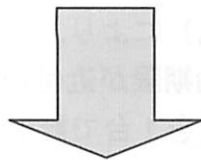
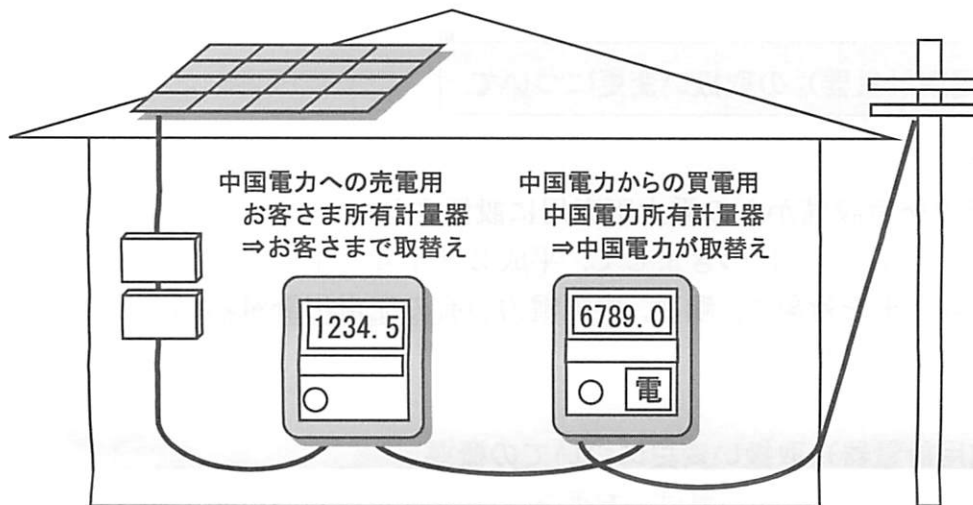
※撤去される際の費用等の詳細につきましては、お近くの電気工事店等へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

5. その他

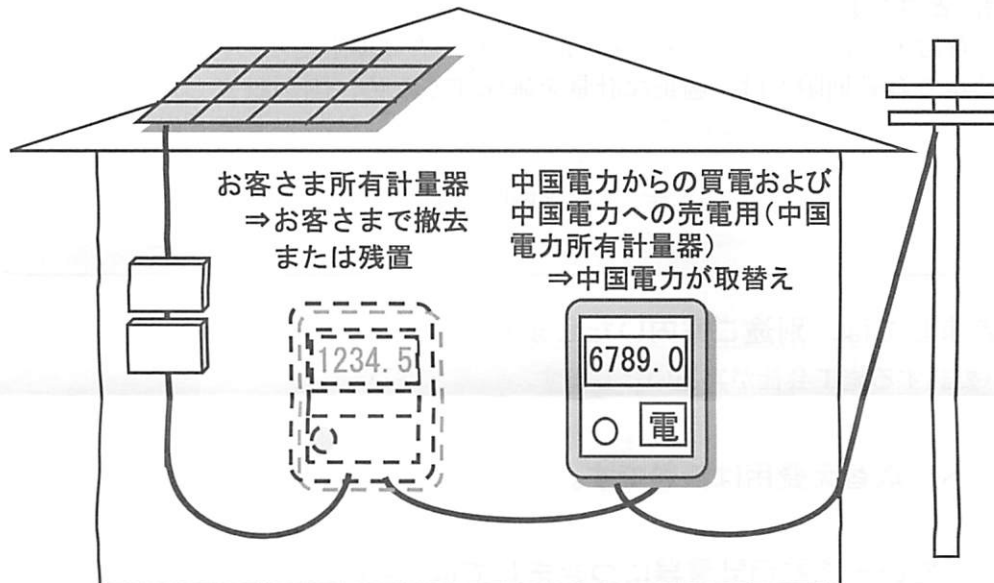
◇今後、太陽光等の発電設備を新規に設置、または増設された場合の売電用計量器の費用は、お客さまにご負担していただく場合がございますのでご了承ください。

6. 計量器の設置イメージ

これまでの計量器設置イメージ



取扱い変更後の計量器設置イメージ



以 上